

公 告

次のとおり企画競争について公告します。

令和 2 年 6 月 26 日
全国健康保険協会石川支部
支 部 長 横 本 篤

1.企画競争に付する事項

被扶養者に対する特定健康診査（集団健診）委託業務 一式

2.事業概要

石川県内に居住する全国健康保険協会の被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣に関する特定健康診査を集団方式で実施する。

3.委託期間

契約締結の日から令和 3 年 1 月 31 日(日)

4.企画競争に参加するものに必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 25 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 全国健康保険協会会計細則第 26 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
 - ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (4) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (6) 競争参加者は次の資格を有すること。
 - ① 集団健診を実施できる令和 2 年度生活習慣病予防健診実施機関
 - ② 検診車を保有している者
 - ③ オプション健診を実施することが可能である者
 - ④ 厚生労働省が定める電子的標準形式(XMLデータ)に基づく電子データ及び費用請求書を作成できる者
 - ⑤ 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンスの遵守をしている者。

5.企画競争参加申込書等の交付場所及び問い合わせ先

920-8767 石川県金沢市南町4番55号 WAKITA 金沢ビル9階
全国健康保険協会石川支部 企画総務部 保健グループ 担当 島田
TEL 076-264-7204

6.企画競争募集要領等に対する質問の受付及び回答

質問は下記により電話又はFAXにて受け付ける。

- (1)受付先 全国健康保険協会石川支部 企画総務部 保健グループ
TEL 076-264-7204 FAX 076-264-7206 担当 島田
- (2)受付期間 令和2年7月3日(金) 午前11時00分まで
- (3)回答 令和2年7月6日(月) 午後5時00分までに電話またはFAXにて行う。

7.企画提案書及び企画競争参加申込書等の提出期限及び場所

- (1)期限 令和2年7月13日(月) 午前11時00分
- (2)場所 920-8767 石川県金沢市南町4番55号 WAKITA 金沢ビル9階
全国健康保険協会石川支部

8.契約候補者の選定

企画競争募集要領及び仕様書に基づき提出された企画提案書等について評価を行い、各自治体ごとに契約候補者一者と次点者一者を選定する。

9.その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金
全額免除とする。
- (3) 企画書の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した企画書、その他競争参加の条件に違反した者の提出した企画書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 詳細は企画競争募集要領及び仕様書による。

(参考)

全国健康保険協会会計細則(抜粋)

(競争に参加させることができない者)

第25条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

(競争に参加させないことができる者)

第26条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。